

観光振興施策の検討

- 1 今後の取組の方向性
 - (1) 現状から目指すべき方向性
- 2 新たな観光振興財源の確保
 - (1) 県内自治体の検討状況
 - (2) 千葉県宿泊税の概要
 - (3) 新たな観光振興財源の確保

館山市経済観光部観光みなと課
令和7年1月22日

1 今後の取組の方向性

(1) 現状から目指すべき方向性

必要な取組	内 容
①海の魅力を活かした観光振興	○『館山湾振興ビジョン』に基づく海辺のまちづくり →「館山夕日栈橋（館山港多目的観光栈橋）」の利活用など、『館山湾振興ビジョン』に示された7つの戦略の推進及び必要な見直し (1) 館山港多目的観光栈橋利活用プロジェクト (2) 交流拠点“渚の駅”を含めた交流ゾーン形成プロジェクト (3) プレジャーボート利活用プロジェクト (4) ビーチ利用促進モデル事業および那古船形海岸事業推進プロジェクト (5) 船形漁港・船形地区活性化プロジェクト (6) 館山湾及び館山市沿岸の海上・陸上交通網の構築プロジェクト (7) 館山湾多目的（防災・安全・環境）利用プロジェクト
②観光の魅力を高める資源の活用	○観光産業活性化支援 →施設等の改修、景観を損なう廃屋の撤去、新事業創出等による取組への支援 →魅力ある景観の創出、観光地周遊やアクセス向上 →年齢や障害の有無、訪日外国人旅行者等誰もが魅力を感じる受入環境の整備 →観光DXの推進 ○インバウンド観光の推進 →地域資源を活用した持続可能な観光、インバウンド誘客の推進
③専門人材・人手不足の対策	○従業員の不足 →福利厚生の実施支援、システム導入の支援、外国人従業員の確保 ○観光戦略・マーケティング専門人材及び組織の不足 →DMOの設立・運営支援

2 新たな観光振興財源の確保

(1) 県内自治体の検討状況

自治体	検討状況
千葉県	「千葉県観光振興財源検討会議」を設置。 安定的・継続的かつ一定規模の財源確保が見込める地方税のうち、宿泊税を具体的に検討。宿泊税導入が適当であるとの報告書を受領し、導入を表明。今後は、市町村や事業者の要望を丁寧に聞きながら導入時期や独自課税を検討する自治体との調整など、制度の詳細を詰めていく。
浦安市	「浦安市宿泊税導入検討委員会」を設置。 安定的・継続的な確保が見込める宿泊税の導入について、検討委員会を4回開催。県税分を含めた税の総額は「上限でも250円を超えないのが妥当」、修学旅行の小中高校生への宿泊税は「免税するのが適当」と提言。宿泊税導入が妥当との取りまとめ。
成田市	「成田市宿泊税に関する有識者懇談会」を設置。 安定的・継続的であり、受益者を広く設定することで一定規模の財源が確保できる地方税に着目し、課税対象の捕捉がし易い宿泊税の検討を開始。令和6年11月に1回目の懇談会を開催。
千葉市	「千葉市観光振興検討会議」を設置。 観光振興の課題及び財源の確保策について議論を開始。令和6年11月に1回目の会議を開催。
南房総市	「南房総市宿泊税検討委員会」を設置。 観光まちづくりを推進するため、将来を見据えた継続的な財源確保策として宿泊税導入を検討。既に検討委員会を3回開催。千葉県宿泊税の詳細を把握してから4回目を開催する方針。
鴨川市	「観光振興検討委員会」を設置。 観光の持続的発展と宿泊客の利便性向上を目指すことを目的に、新たな観光振興施策及びそのための財源のあり方について検討。令和6年12月25日に第1回の会議を開催。
鋸南町	観光地域づくりを発展的に進めるにあたり、千葉県宿泊税の使途や独自導入の可否を検討するため「鋸南町宿泊税検討委員会」を設置、年度内に検討委員会を2回開催する予定。

2 新たな観光振興財源の確保

参考

(2) 千葉県宿泊税の概要（総論）

千葉県が取り組むべき観光振興施策と事業規模

約45億円

取組の方向性

約32.5億円

① 観光人材の確保・育成・定着 約11億円

- ・観光地経営人材の支援等
- ・観光産業人材の支援等
- ・実務人材の確保等



② 持続可能な観光地づくり 約14億円

- ・観光客のニーズの把握と地域の多様な資源の磨き上げ
- ・観光資源の有効活用等
- ・二次交通等
- ・宿泊・滞在を延ばす取組



③ インバウンドの推進 約4億円

- ・効果的かつ効率的なプロモーションの展開
- ・受入環境の充実
- ・県内周遊の促進及び旅行消費額の増加



④ デジタル技術の活用 約3.5億円

- ・観光客のニーズに合った情報提供等
- ・経営効率化のための活用
- ・ビッグデータ等の活用による観光地経営の効率化等
- ・デジタル人材の確保・育成



市町村、DMOへの支援

約11億円



市町村が行う地域ならではの取組の推進

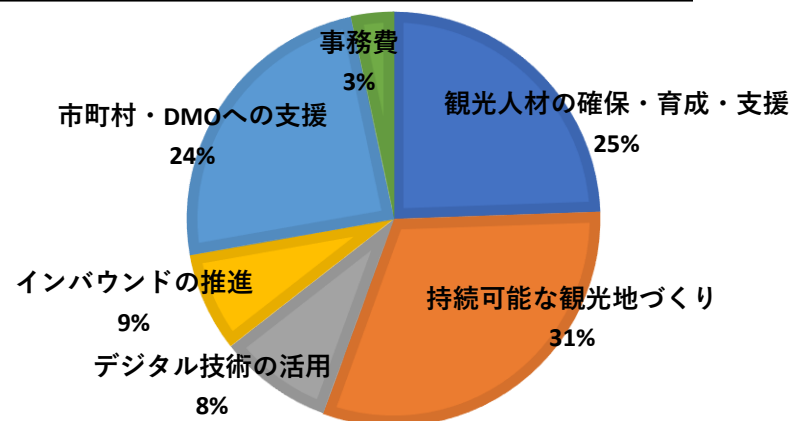
- ・取組の方向性に合致する市町村が行う地域ならではの取組の支援

DMOの設立支援、DMOが行う地域ならではの取組の推進

- ・取組を推進していくための観光地域づくり法人(DMO)の設立等の支援
- ・取組の方向性に合致するDMOが行う地域ならではの取組の支援

宿泊税事務の適正な運営

約1.5億円



2 新たな観光振興財源の確保

参考

(2) 千葉県宿泊税の概要（各論）

観光人材の確保・育成・定着（約11億円）

観光地経営人材の育成支援

DMOの人材確保支援事業

アドバイザーを活用した観光事業者支援事業

観光地づくり人材確保・育成

スポットワーカーの活用支援

外国人材の就職・育成支援

定着に向けた従業員の福利厚生充実

人材不足解消のための設備整備

インバウンドの推進（約4億円）

国・地域別の戦略的な誘客促進

海外OTA活用支援

宿泊施設等のおもてなし環境整備促進

観光エリアのFree Wi-Fi設置促進

観光ガイドの育成

広域周遊ツアー造成支援

持続可能な観光地づくり（約14億円）

観光地・施設の整備促進

ユニバーサルツーリズム推進

千葉ならではのコンテンツ開発

MICE誘致の推進

富裕層誘致の環境整備

二次交通対策

ナイトタイムエコノミー等の宿泊促進

教育旅行等の利用促進

千葉県型のワーケーションの推進

デジタル技術の活用（約3.5億円）

顧客への情報提供ツールの導入支援

利便性向上を目指す事業者の支援

デジタル化による業務効率化支援

観光DX推進

観光・宿泊DX人材の確保・育成支援

(2) 千葉県宿泊税の概要（各論）

市町村・DMOへの支援（約11億円）

地域における美しい観光地づくり促進
（ハード事業）

地域資源を活用した魅力ある観光コンテンツ企画造成
（ソフト事業）

DMOの設立・運営支援事業

千葉県が市町村・DMOに期待する役割

地域のブランディング

景観の維持や美しい街並み、良好な都市景観の形成、保全

観光地の創設・再整備

地域の賑わいづくりのための観光コンテンツ企画

近隣市町村と連携した周遊ルート企画造成

他地域と連携した誘客プロモーション

上記事業のために行う地元関係事業者との調整

(2) 千葉県宿泊税の概要（制度設計）

項 目	制 度 設 計
課税客体	旅館業の許可を受けた旅館・ホテル・簡易宿所 住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る住宅（民泊） 国家戦略特別区域法に規定する認定事業に係る施設（特区民泊）
納税義務者	上記の宿泊施設への宿泊者
課税標準	上記の宿泊施設への宿泊数
税率	1人1泊につき150円の一律定額制
免税点	設定しない
課税免除	外国大使等の任務遂行に伴う宿泊
徴収方法	特別徴収（宿泊施設の経営者、実質的経営者による）
申告期限	各月の初日から末日までの間の分を翌月末日までに申告納入
制度の見直し	条例施行後5年を目処に検討を行う
特別徴収義務者報償金	申告納入期限内に納入した宿泊税の税額に対して2.5%

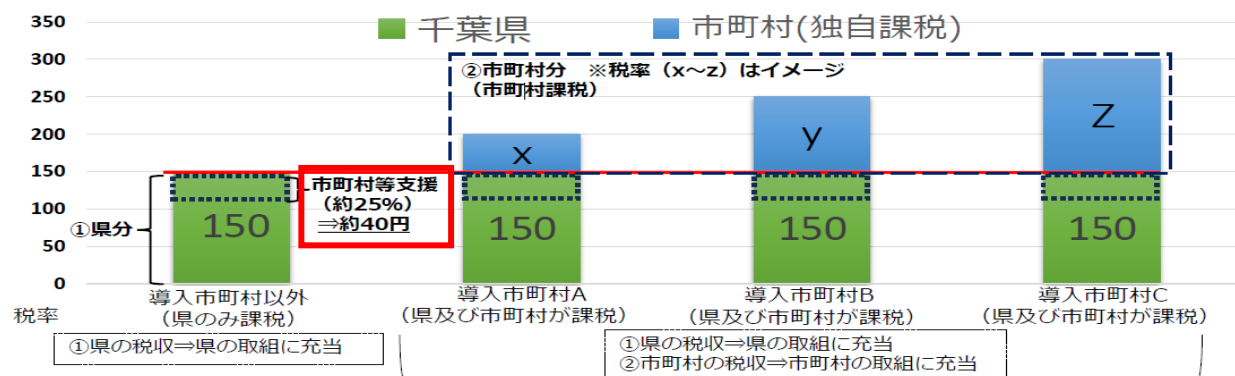
千葉県 宿泊税の導入に関する宿泊事業者向け説明会資料抜粋

2 新たな観光振興財源の確保

(2) 千葉県宿泊税の概要（市町村との調整）

＜独自に宿泊税の導入を検討する市町村との調整における県が取るべき考え方＞

- ・県内でも複数の自治体が独自に宿泊税の導入を検討している状況です。
- ・宿泊税を活用して県が取り組むべき観光振興施策の事業規模は約45億円であることから、県の税率は県内一律で150円とし、県内で宿泊税を導入する市町村は県分の一律150円に市町村分を上乗せとしています。
- ・県と市町村における賦課徴収のイメージ図は以下のとおりです。



- ・県としては、税を納めていただく宿泊者へ配慮し、特別徴収義務者となる宿泊事業者の事務負担を考慮し、独自に宿泊税の導入を検討する市町村とは、導入時期や賦課徴収の主体（賦課徴収を県と市町村のどちらが行うか）等について、調整を図ります。

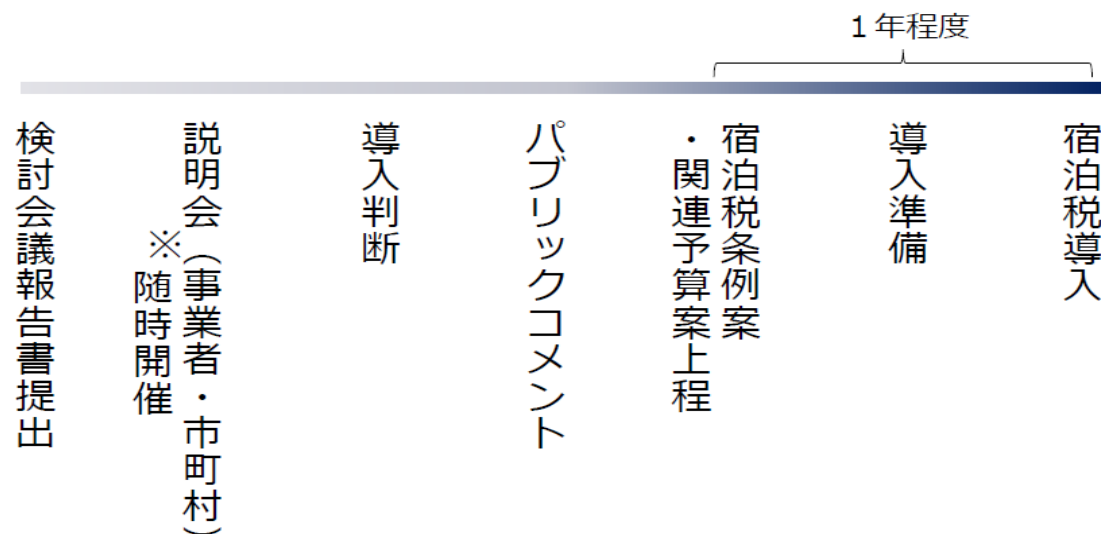
千葉県の素案では、税額150円での「市町村・DMOへの支援」が約11億円となっている。
支援が交付金となった場合、宿泊者数から推計すると、約1,600万円が交付されることとなる。
[150円(宿泊税) × 25%(市町村支援分) × 420,000人(本市年間宿泊者数) = 15,750,000円]

千葉県の支援のみで、市町村の新規観光振興事業予算が不足する場合は、市町村が上記のとおり上乗せ可能とする制度設計にしている。

(2) 千葉県宿泊税の概要（導入スケジュール）

今後のスケジュール

※他の自治体を参考とした場合のモデルケース



2 新たな観光振興財源の確保

参考

(2) 千葉県宿泊税の概要（市町村への支援）

	交付金方式	補助金方式
内容	一定の基準に基づいて、市町村に交付金を配分する方法	千葉県が用意する補助メニューに即して市町村が主体となって実施する事業に対し、一定割合を補助する方法
メリット (県のメリット)	・一定の算定基準に基づいて配分されるため交付金額が公平かつ明確。 ・交付金の使途は市町村の裁量が大きく、自由度が高い。 ・（県の交付金配分に関する作業負担は少ない。）	・活用することにより、市の財源以上の事業を実施することができる。 ・県の施策に連動した事業を行うことができる。 ・（財源の使途を明確に把握できる。）
デメリット (県のデメリット)	・一定の算定基準に基づく配分により、率先して観光振興に取り組む意欲のある市町村に配分されない。 ・算定基準が変更となることによって、安定継続的な財源確保策とはならない。 ・県の交付金を基金化することができない可能性がある。 ・（観光振興施策が明らかでない事業や、既存一般財源の置き換えに充当される可能性が否定できない）	・市町村側に補助裏財源の負担が発生する。 ・千葉県の考える補助メニューと市町村の観光需要が一致しない可能性がある。 ・（県の補助金交付に関する事務負担が大きい）

本市としては、補助金方式の場合、補助裏財源の負担が発生することから、自由度の高い交付金を要望している。
また、配分については観光振興に重点的に取り組む市町村への加算も要望している。

なお、千葉県は市町村支援分については新規観光事業に充当し、効果検証を行う意向を示している。
従って、千葉県宿泊税の市町村金額支援分は既存事業に充当することはできない。

2 新たな観光振興財源の確保

参考

(3) 新たな観光振興財源の確保

種 類	内 容	安定性	継続性	受益と負担	規 模	事 例
地方税 (法定目的税)	地方税法上、地方団体が課するものと規定されている税。	○	○	受益者を広く設定のうえ負担を求めことが可能	一定規模の確保が可能	・入湯税 ・都市計画税
地方税 (法定外目的税)	条例で定めて新設可能。 新設には総務大臣の許可が必要。					・宿泊税 ・環境協力税 ・遊漁税
分担金・負担金	地方公共団体が行う特定の事業に必要な経費に充てるため、特に利益を受ける者から受益の限度の範囲で徴収するもの。	○	×	受益者を個別に特定し、受益の範囲内で負担を求める必要がある	規模は限定的	・漁港整備事業 分担金 ・工事負担金
使用料	行政財産の使用や公共施設の利用の際に徴収するもの。	○	○			・施設使用料
手数料	特定の者が提供する役務に対し、対価として徴収するもの。	○	○			・住民票発行 ・ごみ処理手数料
寄附金	事業の必要経費に充てるため、相当の給付を行うことなく金銭その他財産の給付を受けるもの。	×	×	受益者が必ずしも負担する必要はない	一定規模の確保が可能	・ふるさと納税 ・クラウドファンディング

千葉県・岐阜市・成田市資料から引用